

委託業務研究実施要領及び試験研究委託契約書の改正概要について

令和8年度の研究委託事業の実施に向けて、事務手続きや知的財産の取扱いについて、事業の円滑な運営に資するため委託業務研究実施要領及び試験研究委託契約書を以下のとおり改正した。

項目	改正概要	契約書 新旧対照表 (新契約書、約款 関係部分)	実施要領 新旧対照表 (新実施要領関 係部分)
1 契約書約款方式	従前の契約書を契約書、約款、特別約款(事業ごとの取り決め)に変更。	全項目参照	—
2 委託契約の基本概念	代表機関の役割を明記。	約款第3条	Ⅱ章 2(1)④
3 甲の解除権	生研支援センターが本契約を解除し、構成員に損害が生じた場合であっても一切の責任を負わないことを明記。	約款第11条の3	—
4 委託費の内容	学生の出張において、雇用契約(謝金)のない学生の出張は計上不可の旨を明記。	—	Ⅱ章 3(2)
5 委託費の内容 契約書別紙「委託試験研究実施計画」の変更	予算額(計画額)が0円の費目への流用について、流用する額が10万円以上、かつ、直接経費の1%以上に該当する場合は届出の提出が必要。	—	Ⅱ章 3(3)③ 5(1)②
6 委託費の内容	R8新規公募より派遣会社から派遣されている派遣者は研究補助者に限定されることを明記。	—	Ⅱ章 3(4)①
7 エフォート管理	固定残業代(みなし残業代)を除外、会社法上の役員について適用除外となることを明記。	—	Ⅱ章 16(2)
8 人件費の算定等の適正化について	人件費の実績単価計算について、算定期間を前年、前年度、直近1年間から選択可能とすることを明記。	—	Ⅱ章 20.2
9 定例報告	定例報告書の提出規定を新設。	—	Ⅱ章 25
10 研究成果の考え方と知財方針等の作成	「知財合意書」の記載項目について、生研支援センター作成の「知財合意書」のひな形の条項に対応させた。	—	Ⅲ章 2(1)
11 研究成果の公表・提供・利用・普及	事後報告について、マスコミ取材(TV、新聞等)やプレスリリース等、多くの問合せや反響が予想されるような場合は速やかに行うことを明記。	—	Ⅲ章 5(1)
12 研究成果の公表・提供・利用・普及	シンポジウム等の会合の共催等を希望する場合は、広報様式2(共催等名義使用申請書)を当該会合の開催の1ヶ月前までに生研支援センターに提出し、了承を得る規定を新設。	—	Ⅲ章 5(4)
13 特許出願の非公開制度に関する報告	経済安全保障推進法に基づき内閣府が定める特定の技術分野に属する発明の特許出願を行う場合について、知財様式で報告を行う規定を新設。	約款第31条の2	Ⅲ章 10
14 特許権等の実施	国外実施の事前申請について、実施する少なくとも3ヶ月前までに生研支援センターに相談し、承認を得る必要があることを明記。	—	Ⅲ章 11(2)
15 特許権等の実施許諾	実施許諾の事前申請について、実施許諾をする少なくとも3ヶ月前までに生研支援センターに相談し、承認を得る必要があることを明記。	—	Ⅲ章 12(3)
16 特許権等の移転	移転の事前申請について、移転する少なくとも3ヶ月前までに生研支援センターへ相談し、承認を得ることが必要であること、及び、質権その他の担保権を設定しようとする場合も移転と見なし、事前申請が必要であることを明記。	—	Ⅲ章 13(2)
17 特許権等の移転	研究成果を学術誌等の刊行物として発表するため、その著作権が学会等に移転する場合は除くことを明記。	約款第34条 第1項	—
18 第三者と共有する特許権等の取扱い	特許権等の実施(11)、実施許諾(12)、移転(13)の規定については、構成員と第三者が共有する研究成果に係る特許権等についても適用される規定を新設。	約款第34条の3	Ⅲ章 15
19 特許権の放棄・取下げ	構成員及び第三者で共有する特許権等について、構成員が自己の持分を放棄し、第三者のみで保有しようとする場合は、移転とみなし、持分放棄をする少なくとも3ヶ月前までに生研支援センターに相談のうえ、承認を得る必要があることを明記。	—	Ⅲ章 16(1)
20 産業財産権等の第三者との共同出願	第三者との互いの研究成果を持ち寄った共同出願ではなく、特許権等を受ける権利を有さない協力機関以外の第三者と共同出願しようとするときは、当該第三者への移転と扱い、「13. 特許権等の移転」を適用することを明記。	—	Ⅲ章 18